

東京高等裁判所民事 14 部
裁判長 西田 美昭 様

要 請 書

要請の主旨

1. 中国人強制連行・第1次訴訟(劉連仁訴訟)については、国際世論と歴史の評価に耐え得る正義の判決をしてください。
2. 謝罪と賠償を求める劉連仁さんの遺族の要求を尊重し、判決前に国に対して和解による早期の解決を勧告してください。

理 由

東京地方裁判所において、原告の賠償請求全額を認める判決となった劉連仁訴訟は、被告国側が控訴していましたが、昨年10月貴裁判所において結審しました。

劉連仁事件は、国際的に知られる中国人強制連行・強制労働事件の象徴的な事件であり、一審判決を知った世界の人々、とりわけ戦争の被害国である中国の人々は、この国に司法の正義が存在することに驚きと敬意の念を持ちました。貴裁判所に寄せられた63万筆に及ぶ中国の人々の署名に、そのことが示されています。私たちは、正義と公平を貫いたこの一審判決を日本国民として誇らしく思います。

貴裁判所におかれましては、この判決を維持するとともに、これを越える正義の判決を下されることを要請いたします。

また、本件訴訟は提訴以来すでに9年が経過し、原告劉連仁氏は一審判決を見ることなく他界し、訴訟を継承した妻の趙玉蘭さんも高齢のうえ病弱です。判決後、上告審ともなれば、解決はさらに長期となることが想定され、被控訴人の趙玉蘭さんが、最終判決・決定まで耐え得るかが懸念されますので、判決の前に国側に和解を勧告し、早期解決への努力をお願いする次第です。

2005 年 月 日

(要請団体)

所在地

団体名

代表者

印